

新旧対照表

○構造改革特別区域計画（本体）

変更前	変更後
<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県諏訪郡原村</p>	<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県諏訪郡原村及び<u>富士見町並びに茅野市</u></p>
<p>2 構造計画特別区域の名称 八ヶ岳西麓原村ワイン特区</p>	<p>2 構造計画特別区域の名称 八ヶ岳<u>西麓ワイン特区</u></p>
<p>3 構造改革特別区域の範囲 長野県諏訪郡原村の全域</p>	<p>3 構造改革特別区域の範囲 長野県諏訪郡原村及び<u>富士見町並びに茅野市の全域</u></p>
<p>4 構造改革特別区域の特性 (1) 位置 原村（以下、本村という。）は、長野県の中央、諏訪盆地の南東に位置し、北と西は茅野市、南は富士見町と接しており、八ヶ岳連峰の阿弥陀岳を頂点として東西に細長い形をしている。八ヶ岳西麓の緩傾斜地、標高 900m～1,300m には、多くの集落や耕地が広がり住民生活の中心地となっている。東西に 16.2km、南北 5.9km、総面積 43.26 km<sup>2</sup>の面積を有し、ほとんどの集落が村中心部から車で 5 分以内、遠方の別荘地からでも 10 分程度で移動でき、小中学校、保育園、私立幼稚園が各 1 つずつで、公共施設のほとんどが役場から半径 250m 以内に集中している。また、中央自動車道で首都圏から 2 時間半、中京圏から 3 時間で来ることができ、最寄りの諏訪南 I C から村中心部まで 10 分程度とアクセスがしやすい。</p>	<p>4 構造改革特別区域の特性 (1) 位置 <u>長野県諏訪郡原村及び富士見町並びに茅野市（以下当市町村という。）は、長野県の東南部の八ヶ岳裾野にまたがる扇状地域に位置している。</u> <u>原村は標高 900m～1,300m に多くの集落や耕地が広がり、東西に 16.2km、南北 5.9 km、総面積 43.26 km<sup>2</sup>の面積を有し、ほとんどの集落が中心部から車で 5 分以内、遠方の別荘地からでも 10 分程度で移動ができ、公共施設のほとんどが半径 250m 以内に集中している。</u> <u>富士見町は標高 700m～1,200m の間に集落が散在し、東西に 14.7km、南北に 25.7km、総面積 144.76 km<sup>2</sup>の地域を有している。地勢は起伏が多く、段丘地を形成している。</u> <u>茅野市は長野県中部のやや東よりに位置する諏訪盆地の中央にあり、標高 770m～1,200m にかけて、ゆるやかな裾野に多くの耕地が広がり、東西に 23.5km、南北 20.5km、総面積 266.59 km<sup>2</sup>の面積を有している。</u> <u>いずれの市町村においても、中央自動車道で首都圏から 2 時間半、中京圏から 3 時間で来ること</u></p>

## (2) 気候

本村の気候は、年間平均気温が 10.4℃、年間降水量が 1,418mm（4月～10月までの降水量 1,137mm）、年間日照時間が 2,337.1 時間（平成 30 年）となっており、年間を通じて日照時間が長く、湿度の低い内陸性の気候となっている。

## (3) 人口

本村の人口は、昭和 23 年 7,344 人から昭和 48 年 5,725 人まで減少を続け、その後は増加傾向に転じ、本年 8 月 1 日時点で 2,928 世帯 7,721 人（村統計による）となっている。15～19 歳の若者が大幅に転出しているが、それ以外の世代で移住者が増加している。

## (4) 産業

本村の産業は、農業に大きく特化しており、セロリは日本一の生産高を誇る。夏場の冷涼な気候を活かし、ブロッコリー、ホウレンソウ、パセリ、キャベツなどの高原野菜の栽培、また、花きの栽培も盛んである。日照時間の豊富さと昼夜の気温差により、みずみずしく甘みのある野菜が育ち、花きは色鮮やかで日持ちすると評判を得ている。近年では生産高日本一のアネモネのほか、スターチス、トルコギキョウ、アルストロメリア、シクラメンなど、全国屈指の産地となった。一方で、高齢化による農家戸数の減少、それに伴う遊休農地の増加等、さまざまな課題に直面している。

観光業については、夏場を中心に豊かな自然と涼を求める観光客でにぎわい、ペンションなどの宿泊施設も多くある。また、多くの芸術家やクラ

ができ、最寄りの諏訪南 I C 及び諏訪 I Cから市町村中心部まで 5 分から 10 分程度とアクセスがしやすい。

## (2) 気候

当市町村の気候は、年間平均気温が 10.4℃、年間降水量が 1,432mm、年間日照時間が 2,154.7 時間（令和 2 年）となっており、年間を通じて日照時間が長く、湿度の低い内陸性の気候となっている。

## (3) 人口

当市町村の人口は、令和 4 年 10 月 1 日時点で原村 7,673 人、富士見町 13,974 人、茅野市 55,789 人、計 77,436 人で、原村は減少から増加傾向へ転換、富士見町は増減を繰り返す中でやや減少傾向であり、茅野市も増加傾向から減少傾向を繰り返している状況となっている。

## (4) 産業

令和 2 年度国勢調査にみる当市町村の産業別就業者割合は、原村については第一次産業就業者割合が 22.4%、第二次産業就業者割合が 28.3%、第三次産業就業者割合が 49.3%、富士見町については第一次産業就業者割合が 13.0%、第二次産業就業者割合が 32.0%、第三次産業就業者割合が 54.9%、茅野市については第一次産業就業者割合が 6.4%、第二次産業就業者割合が 36.0%、第三次産業就業者割合が 57.6%となっている。そのうち第一次産業就業者における農業就業者は、原村においては 99.2%、富士見町においては 97.4%、茅野市においては 97.3%を占め、15 才以上の就業者総数に占める農業就業者の割合は、原村においては 22.2%、富士見町においては 12.7%、茅野市においては 6.2%といずれの市町村も全国平均を大きく上回っている。

フトマンなどが移住し、アトリエや工房を構えている場所でもあり、自然とアートが融合した潜在型・周遊型の観光地となりうる場所である。

また、本村は平成27年から「日本で最も美しい村」連合に加盟しており、『八ヶ岳の裾野に広がる豊かな自然と農地が調和した農村景観』、『土蔵の饅絵（こてえ）』の2つが地域資源として認定された。四季折々に姿を変える雄大な八ヶ岳の眺めとともに麓に広がる農村風景、林の中に自然と調和したペンションや別荘などが点在する北歐を思わせる景観、さわやかな風、森林の薫り、澄んだ空気、五感すべてで自然を満喫できる。

その他の産業では、いずれの市町村においても製造業、医療・福祉、卸売業・小売業の就業者の割合が高くなっている。

#### (5) 農業

当市町村は夏場の冷涼な気候を活かし農業が盛んである。キャベツ、レタス、ブロッコリー、ホウレンソウなどの高原野菜の生産、また、キクやトルコギキョウなどの花き生産も盛んである。特に原村における産業は農業に大きく特化しており、セルリーは日本一の生産量を誇っている。日照時間の豊富さと昼夜の気温差により、みずみずしく品質の良い野菜が育ち、花きは色鮮やかで日持ちすると評判を得ている。

原村における農地の状況は、総面積 43.26 km<sup>2</sup> (4,326ha) のうち、2020年農林業センサスでは、田が約 429ha、畑が約 377ha、樹園地が約 2ha となっている。また、令和2年農業産出額（推計）は 36億3千万円で、内訳（構成比）は、野菜が 26億円（71.6%）、米が 4億1千万円（11.3%）、畜産が 1億円（2.8%）などとなっている。

富士見町における農地の状況は、総面積 144.76 km<sup>2</sup> (14,476ha) のうち、2020年農林業センサスでは、田が約 702ha、畑が約 302ha、樹園地が約 4ha となっている。また、令和2年農業産出額（推計）は 27億4千万円で、内訳（構成比）は、野菜が 9億円（32.8%）、米が 4億9千万円（17.9%）、畜産

が4億9千万円(17.9%)などとなっている。

茅野市における農地の状況は、総面積266.59km<sup>2</sup>(26,659ha)のうち、2020年農林業センサスでは、田が約864ha、畑が約417ha、樹園地が約13haとなっている。また、令和2年農業産出額(推計)は32億4千万円で、内訳(構成比)は、米が11億7千万円(36.1%)、野菜が11億5千万円(35.5%)、果実が7千万円(2.2%)などとなっている。

一般的に標高900m~1,200mの土地はワイン用ぶどうの生産に向かないとされており、本市町村においてもワイン用ぶどうはほとんど生産されてこなかったが、近年の気候変動及び地球温暖化の影響を見据えて、数年前から生産者による自発的なワイン用ぶどうの生産が行われている。

原村では、令和2年12月に「八ヶ岳西麓原村ワイン特区」の認定を受けたことを契機に、令和3年3月に策定した「第5次原村総合計画後期基本計画」において、農業振興に向けた具体的な施策として「ワイン用ぶどう生産の推進」や「小規模ワイナリーの設置支援」を掲げており、ワイン用ぶどうを特産物として位置付けている。令和4年4月からワイン用ぶどうの苗木やトレリスの購入費用に対する補助事業や6次産業化支援として、ワイナリーの設置に要する費用への補助事業も実施しており、ワイン用ぶどう生産者も増加し、ワイナリーの設置も進んでいる。

富士見町では、平成27年3月に策定した「第5次富士見町総合計画」において、特産品の育成支援に向けた「ワインバレー構想」を立ち上げ、平成27年度から民間企業の協力を得てワイン用ぶどうの耐寒性品種の試験生産に着手し、試験生産の結果から品種を絞り、戦略品種として生産をしている。また、令和2年3月に策定した「第2期富士見町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、農産物特産化にむけた具体的な指標としてワイン用ぶどう生産量の増加を掲げており、ワイン用ぶどうを

(5) 規制の特例措置を講じる必要性

近年の気候変動及び地球温暖化の影響を見据えて、村内でワイン作りを目指し、ワイン用ぶどうを栽培している農家が出始めてきた。一般的に本村の位置する標高 900m～1,300mの土地はワイン用ぶどうの栽培に向かないとされているが、降水量が少なく日照時間が長い、また昼夜の寒暖差が大きいという気象条件はワイン用ぶどうの栽培に向いており、今後温暖化等の影響でさらに栽培に適した土地となりうると思う。現在小規模ながらワイン用ぶどうを栽培し醸造施設の建設を目指す意欲的な農家が増えてきていることから、これから生産拡大を目指す農家にとって特例措置は必要不可欠である。

特産物として位置付け、現在収穫したワイン用ぶどうの委託醸造を行っている。

茅野市では、各市町村が令和3年12月16日に締結した八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生する未来に向けた八ヶ岳西麓共同宣言協定において、「ワイン振興等ブランド品目栽培の支援」としてワイン用ぶどうを特産品として位置付け、ワイン用ぶどうの生産を推進している。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

近年の地球温暖化は、各市町村の高原野菜の生産に深刻な生理障害を及ぼしている。特にセルリーは平均気温の上昇により生育に適した温度を保つことが難しくなっている。さらに、セルリーやアブラナ科の野菜においては病害虫による被害も発生しており、産地の維持に苦慮している。また、高齢化による農家戸数の減少、それに伴う遊休農地の増加が大きな課題となっている。

一般的に標高900m～1,200mの土地はワイン用ぶどうの生産に向かないとされているが、降水量が少なく日照時間が長い、また昼夜の寒暖差が大きいという諏訪地域の気象条件はワイン用ぶどうの生産に向いており、今後、温暖化が進むことによって平均気温が上昇することが見込まれるため、八ヶ岳西麓地域はさらに生産に適した土地になると考える。従来、ぶどうの産地であった地域が気温の上昇によって生産が困難となれば、八ヶ岳西麓地域のような標高の高い地域が新たな産地となる可能性は極めて高く、高原野菜に代わる品目になりうる。

各市町村において、現在小規模ながらワイン用ぶどうを生産し醸造施設の建設を目指す意欲的な農家が出てきており、本特例措置の活用によって小規模ワイナリーの建設が可能となれば、ワイン用ぶどうの生産を推進することできる。ワイン用ぶどうの産地化は、新規就農者の確保による農家

	<p><u>戸数の維持や遊休農地の解消に寄与することが期待されることを考慮すると、<u>本市町村の農業振興にとって本特例措置は必要不可欠である。</u></u></p>
<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p> <p>本村は、夏場の冷涼な気候を活かし、高原野菜や花きの栽培により農業農村として発展してきた。しかしながら、<u>農業者の高齢化による農家戸数の減少、それに伴う遊休農地の増加等の課題に直面している。</u></p> <p>このような状況の中で、<u>村として、後継者の育成や温暖化に柔軟に対応し、より付加価値の高い農産物の生産の支援、6次産業化の推進、地産地消の拡大を通じて観光、商業等他の産業との連携強化を図る必要がある。</u></p> <p>本特例措置を活用し小規模主体の酒類製造免許取得が容易になることにより、<u>現在のワイン用ぶどうの栽培面積だけでなく、新規参入や経営規模拡大による栽培面積の増加が見込め、担い手の確保や遊休農地の解消など本村が抱える課題の解決の糸口となる。</u></p> <p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>本特例措置を活用することにより、<u>小規模主体の事業参入が容易となる。</u></p> <p>これにより、<u>観光業との連携による交流人口の増加、商工業と連携した雇用機会の創出、また、高冷地ならではの風味を持つぶどうを使用したワインを村の新たな特産品とした「原村ブランド」の創出など、農業をはじめとした各産業の活性化を目指す。</u></p>	<p>5 構造改革特別区域計画の意義・目標</p> <p><u>本市町村は、夏場の冷涼な気候を活かし、高原野菜や花きの生産により農業を主体とする地域として発展してきた。しかしながら、<u>近年の地球温暖化、農業者の高齢化による農家戸数の減少、それに伴う遊休農地の増加等の課題に直面している。</u></u></p> <p>このような状況の中で、<u>各市町村が連携することで後継者の育成や温暖化に柔軟に対応し、より付加価値の高い農産物の生産の支援、6次産業化の推進、地産地消の拡大を通じて観光、商業等他の産業との連携強化を図る必要がある。</u></p> <p><u>本市町村は、令和3年12月16日に締結した八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生する未来に向けた八ヶ岳西麓共同宣言協定により、自治体の枠を超えた八ヶ岳西麓一帯の農業振興について協議を進めている。本市町村が連携することにより、八ヶ岳西麓地域のワイン用ぶどう生産者の交流機会が増え、研究会立ち上げ機運の高まりや生産技術・品種情報の交換が進むことで、八ヶ岳西麓地域独自のワイン生産が可能となるとともに、各生産者の持つ生産技術・品種情報を集約することにより、情報をマニュアル化することで新規参入しやすい環境が作られる。</u></p> <p><u>また、複数の市町村が共同で構造改革特別区域計画を実践することにより、地域の経済・社会に及ぼす影響は広範囲に渡り、直接的には原料のワイン用ぶどうの調達範囲が区域内に広がることで、局地的な気象災害等にも対応することが可能となる。区域内の他市町村に原料を求めることが可能となることにより、小規模ワイナリーの経営リスクを緩和させるとともに、安定化を図ることに繋がる。</u></p>

	<p>さらに、本特例措置を活用し小規模主体の酒類の製造免許の取得が容易になることにより、現在のワイン用ぶどうの生産面積だけでなく、新規参入や経営規模拡大による生産面積の増加が見込め、担い手の確保や遊休農地の解消など当市町村が抱える課題解決の糸口となる。</p>
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>(2) 産業振興</p> <p>原村産ワインを新たな特産品として、本村内のペンション等で料理とともにワインを提供してもらうなど、観光・商業等他の産業と連携してワインを「原村ブランド」創出の第一歩とし、地域農産物の消費や交流人口の拡大など、農業振興だけでなく地域全体の活性化につながることを期待できる。</p> <p>(3) 信州ワインバレー構想との関係</p> <p>長野県が推進する「信州ワインバレー構想」は、近年の長野県産ワインの評価の高まりを受けて、ワイン産業を地域経済活性化や6次産業化の主要施策として位置づけ、県内を4つの地域に区分してワイン振興エリアを設けて、新規参入者の育成からワイン用ぶどう栽培、醸造、販売、消費拡大によるブランド化及びワイン産業の振興と発展を目的としている。</p> <p>現在本村が位置する諏訪地域は区分された4つの地域に属してはいないが、この構想に協調し、地域の個性を活かした特色ある地域ブランドを創出することで、全県及び本村のワイン振興の相乗効果が期待できる。また、本村から諏訪地域のワイン振興を盛り上げて地域全体に波及させ、今後新たな振興エリアとして認定されることを目指す。</p>	<p>6 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>(2) 産業振興</p> <p>新たな特産品として、地域の飲食店において料理とともにワインを提供してもらうなど、観光・商業等他の産業と連携してワインを新たな特産品として創出。それに加えて、地域農産物の消費や交流人口の拡大など、農業振興だけでなく地域全体の活性化につながることを期待できる。</p> <p>(3) 信州ワインバレー構想との関係</p> <p>長野県が推進する「信州ワインバレー構想」は、近年の長野県産ワインの評価の高まりを受けて、ワイン産業を地域経済活性化や6次産業化の主要施策として位置づけ、県内を4つの地域に区分してワイン振興エリアを設けて、新規参入者の育成からワイン用ぶどう生産、醸造、販売、消費拡大によるブランド化及びワイン産業の振興と発展を目的としている。</p> <p>現在八ヶ岳西麓地域は区分された4つの地域に属してはいないが、この構想に協調し、地域の個性を活かした特色ある地域ブランドを創出することで、全県及び当地域のワイン振興の相乗効果が期待できる。また、八ヶ岳西麓産のワイン振興を盛り上げて地域全体に浸透させ、今後新たな振興エリアとして認定されることを目指す。</p>

【特定酒類の製造に関する目標】

区分	令和3年	令和4年	令和5年
特産酒類製造 事業者数	1件	2件	3件
特産酒類製造量	2.1k1	5.9k1	12.2k1

8 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	令和5年	令和6年	令和7年
特産酒類製造 事業者数	<u>2件</u>	<u>4件</u>	<u>5件</u>
特産酒類製造 数量	<u>5k1</u>	<u>12.2k1</u>	<u>18.9k1</u>

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第26条)



○構造改革特別区域計画（別紙）

<p>1 特定事業の名称 709（710、711）特定酒類の製造事業</p> <p>4 特定事業の内容 (2) 事業が行われる区域 長野県諏訪郡原村の全域</p> <p>(4) 事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において地域の特産物として指定された果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒を製造する。</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本村が地域の特産物として指定した果物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。 これにより、農家の所得向上や地域農産物の消費拡大など農業振興に加え、新たな特産品及び地域ブランドの創出、観光業との連携による交流人口の増加など地域全体の活性化を図る。 なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生</p>	<p>1 特定事業の名称 709（710、711）特産酒類の製造事業 <u>（構造改革特別区域法第26条）</u></p> <p>4 特定事業の内容 (2) 事業が行われる区域 長野県諏訪郡原村及び富士見町並びに茅野市の全域</p> <p>(4) 事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において地域の特産物として指定された果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内の市町村において、<u>地域</u>の特産物として指定した果物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。 これにより、農家の所得向上や地域農産物の消費拡大など農業振興に加え、新たな特産品及び地域ブランドの創出、観光業との連携による交流人口の増加など地域全体の活性化を図る。 なお、当該<u>特例措置</u>により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に反しないように、指導及び支援を行う。

生し、税務当局の検査及び調査の対象となることから、本市町村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導を行うこととする。

以上